吸収分割に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面）

2024 年 10 月 1 日

SCSK株式会社

SCSKシステムマネジメント株式会社

2024 年 10 月 1 日

東京都江東区豊洲三丁目 2 番 20 号
SCSK株式会社
代表取締役 執行役員 社長　　當麻 隆昭

東京都江東区豊洲三丁目 2 番 20 号
SCSKシステムマネジメント株式会社
代表取締役社長　　田邉 正幸

SCSK株式会社とSCSKシステムマネジメント株式会社との吸収分割に関する事項について

SCSK株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）とSCSKシステムマネジメント株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2024 年 7 月 29 日付吸収分割契約に基づき、2024 年 10 月 1 日を効力発生日として行われた、吸収分割承継会社が吸収分割会社のシステム運用事業に関する権利義務を承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条各号に定める事項が、以下のとおりであることをご報告いたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2024 年 10 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

（1）吸収分割会社における株主の差止請求

本吸収分割は、会社法第 784 条の 2 但書に定める場合に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定による請求権は発生いたしません。

（2）反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に定める場合に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

（3）新株予約権買取請求

本吸収分割に際して会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

（4）債権者の異議

吸収分割会社は、本吸収分割において吸収分割承継会社への債務の承継を併存的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

（1）吸収分割承継会社における株主の差止請求

本吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求

吸収分割承継会社の唯一の株主である吸収分割会社は、吸収分割承継会社の特別支配会社（会社法第 468 条第 1 項）に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

（3）債権者の異議

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 5 条（公告方法）に基づき、令和 6 年 8 月 22 日付官報及び電子公告により、同社の債権者に対し公告を行いましたが、同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は吸収分割会社より、2024 年 10 月 1 日をもって、吸収分割会社のシステム運用事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産の帳簿価額は 1,403 百万円（概算値）、負債の帳簿価額は 389 百万円（概算値）となります。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 10 月 1 日 （予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上